

井林

いばやし

たつり

—通信 第六十一号—

自由民主

LIBERAL & DEMOCRATIC

発行所：自由民主党本部
東京都千代田区永田町1-11-23
電話：東京03 (3581) 6211 (代)

自由民主党
静岡県第二選挙区支部

〒426-0037
藤枝市青木3-13-8
TEL 054-639-5801
FAX 054-639-5802

Mail office@t-ibayashi.com

井林たつり国会事務所

〒100-8981
東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館919号室

TEL 03-3508-7127

FAX 03-3508-3427

人生100年時代のもしもの為に

公的年金の 加算制度



井林たつり



衆議院議員 井林たつり

生年月日 昭和51年7月18日

住所 藤枝市本町

本籍 榛原郡川根本町(お茶農家)

【経歴】京都大学工学部卒業、同大学院環境工学修士

平成14年より国土交通省勤務、平成22年6月退官

平成24年12月初当選(四期目)

平成28年8月環境・内閣府大臣政務官

令和3年11月自民党 財務金融部会長

静岡県サッカー協会中西部支部 会長

【家族】妻・長女・次女

【趣味】野球、水泳【好物】焼魚、白米、お茶

ポスター掲示を
お願いします。



本号作成に際して

多くの皆様から「子育て支援も良いけれども、年金生活者も大切にしてもらいたい」「物価高で年金生活が本当に大変」そうしたお声を数多く頂きます。

他方で、公的年金制度は老後の生活をお支えするだけでなく、本当に困った方への支援制度も組み込まれています。

災いはあってはならない事ですし、無い方が幸せな人生です。ただ、いつ・どんな災いが生じるかわからないのも人生です(若輩者が生意気を申し訳ございません)。

本号が、もしもの時に少しでもお役に立てれば幸いです。また、近くでお困りの方がおいでになり、お役に立てるのであれば是非ご活用頂きたいと思えます。

皆様の人生に本号を活用することが無いことを祈りながら。

衆議院議員 井林たつり

井林たつりのスマイルメッセージ

第1・第3・第5<水曜日>FM島田 (76.5MHz)

放送；8:10～再放送；18:35～

ネットでも聞けます (<http://www.jcbasimul.com/>)

ご支援をお願い申し上げます

お支え頂いている党員の数が「井林たつり」の力となります。是非入党して頂き私の政治活動を応援してください。党費は年4,000円(家族党员2,000円)です。今年入党された方は来年の総裁選挙に投票権があり、自由に投票できます！

下記FAX頂くか、電話(054-639-5801)又はメール(office@t-ibayashi.com)でお伝えください。

FAX 054-639-5802

お名前 _____

※入党は個人名のみとなります。

住所 〒 _____

TEL/FAX _____ 生年月日 _____



萩生田政務調査会長に
災害対策要請！

公的年金の加算制度

～人生100年時代のもしもの為に～

公的年金にある様々な加算制度についてご紹介します

厚生年金

～老齢年金～

【加給年金】65歳未満の配偶者や18歳到達年度末日までの子どもを持つ場合に受給できる（いわゆる年金の家族手当）。

【子の加算】18歳到達年度末日までの子どもの人数に応じて支給される。

～障害厚生年金～

【加給年金】65歳未満の配偶者がある場合支給される。

～遺族厚生年金～

【中高齢寡婦加算】40歳～60歳未満の時に厚生年金に加入していた夫が死亡した場合で、妻が65歳まで支給される。

【経過的寡婦加算】遺族厚生年金を受けている妻が65歳になり、自身の老齢基礎年金を受けようになった場合、中高齢寡婦加算が打ち切られる。そのため年金額の急激な減額を避けるため支給される。

基礎年金

～老齢年金～

【振替加算】（1966年4月1日以前生まれ）世代によって国民年金に加入していなかった期間もある配偶者（専業主婦等が国民年金加入が任意だった）が年金額が少なくなっている場合がある。この年金額を補填する形で支給される。なお、支給される金額は生年月日によって細かく規定されている。

【寡婦年金】国民年金加入者の夫が亡くなり、18歳未満の子どもがいない場合支給される。対象は60歳から65歳の妻。夫の条件は、国民年金加入期間が10年以上、妻との婚姻関係が10年以上。

～障害基礎年金～

【子の加算】18歳到達年度末日までの子どもの人数に応じて支給される（障害厚生年金含む）。

～遺族基礎年金～

【子の加算】18歳到達年度末日までの子どもの人数に応じて支給される（遺族厚生年金含む）。

①支給要件、②年額、③受給者数、支給総額

	老 齢	障 害	遺 族
厚生年金	<p>④加給年金</p> <p>①65歳到達時に生計維持・65歳未満</p> <p>②228,700円+特別加算（最大168,800円） = 最大397,500円（※1）</p> <p>③96.0万人、3,743億円</p> <p>⑤加給年金</p> <p>①65歳到達時に生計維持・18歳になる年度末まで（※2）</p> <p>②228,700円（第2子まで） （第3子以降76,200円）</p> <p>③2.5万人、69億円</p>	<p>④加給年金</p> <p>①生計維持・65歳未満・障害等級1級又は2級</p> <p>②228,700円（特別加算なし）</p> <p>③7.7万人、173億円</p>	<p>④中高齢寡婦加算</p> <p>①妻・40～64歳（※4）</p> <p>②596,300円</p> <p>③29.6万人、1,734億円</p> <p>⑤経過的寡婦加算</p> <p>①妻（昭和31年4月1日以前に生まれた者に限る）・65歳以上or中高齢寡婦加算の受給権者</p> <p>②594,500円～19,865円（生年月日による）</p> <p>③341.3万人、11,269億円</p>
基礎年金	<p>④振替加算</p> <p>①65歳到達時に生計維持・加給年金対象者（※3）</p> <p>②228,100円～15,323円</p> <p>③713.7万人、8,216億円</p> <p>⑤寡婦年金</p>	<p>⑤子の加算</p> <p>①生計維持・18歳になる年度末まで</p> <p>②228,700円（第2子まで） （第3子以降76,200円）</p> <p>③9.1万人、298億円</p>	<p>⑤子の加算</p> <p>①死亡当時に生計維持・18歳になる年度末まで</p> <p>②228,700円（第2子まで） （第3子以降76,200円）（※5）</p> <p>③7.9万人、247億円</p>

注 ③受給者数及び支給総額については、令和2年度末時点の数値（年金局調べ）。旧法給付、共済組合が支給する年金給付は含まない。

※1 昭和18年4月2日以後生まれの者。

※2 障害等級1級、2級に該当する場合は20歳未満。なお、障害基礎年金の子の加算がある場合は老齢厚生年金の子による加給年金は停止となる。

※3 大正15年4月2日～昭和41年4月1日生まれのものに限る。

※4 子のある妻の場合、40歳に到達した当時、18歳になる年度末までの間（障害等級1級、2級に該当する場合は20歳未満）にある子がいることを要する。

※5 子が遺族基礎年金を受給する場合は、第2子228,700円、第3子以降76,200円となる。